東海市告示第８５号

令和７年度東海市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

# 令和７年度東海市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に存する特定の木造住宅に耐震シェルター等を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による当該住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　耐震シェルター等　地震発生時に、居住している住宅の倒壊から生命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで市長が認めるものをいう。

⑵　対象住宅　耐震シェルター等を整備しようとする市内に存する木造住宅で、次に掲げる要件に全て該当するものをいう。

ア　令和７年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（令和７年東海市告示第８１号）第３条第１号に規定する旧基準木造住宅であること。

イ　令和７年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第３条第３号に規定する耐震診断を受けた住宅で、同要綱第２条第１号アに規定する判定値が１．０未満又は同号イに規定する評点が８０点未満のものであること。

ウ　以前にこの要綱による補助金を受けて整備した耐震シェルター等が存する住宅（共同住宅等にあっては、住戸）でないこと。

エ　以前に市の耐震改修に係る補助金を受けていない住宅であること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　市内に住所を有する個人

⑵　対象住宅の所有者又は使用者（当該対象住宅の所有者が耐震シェルター等の整備を承諾した場合に限る。）

⑶　市税を滞納していない者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象住宅に整備する耐震シェルター等の購入、運搬及び設置（設置に伴う床下工事等の附帯工事を含む。）並びに当該補助金の交付等の手続に要する費用とする。

２　前項の当該補助金の交付等の手続に要する費用に係る補助対象経費の額は、１万円を限度とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、補助対象者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該補助対象者への補助金の額は、補助対象経費の額とする。

⑴　世帯の構成員が、全て６５歳以上の者である場合

⑵　世帯の構成員に次のいずれかに該当する者がある場合

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２７条の規定による要介護認定を受けた者

ウ　その他地震発生時に避難することが困難であると認められる者

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額を補助金の額とする。

３　第１項の補助金の額は、４０万円を超える場合にあっては、同項の規定にかかわ

らず、４０万円とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等を整備する前に、東海市耐震シェルター等整備費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

⑴　木造住宅耐震診断結果報告書等の写し

⑵　補助対象経費の額が確認できる書類の写し

⑶　案内図

⑷　平面図

⑸　設置予定場所の写真

⑹　市税を滞納していないことを証する書類

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、令和８年１月１５日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の変更申請）

第７条　申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに東海市耐震シェルター等整備費補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（補助金の交付内定及び通知）

第８条　市長は、前２条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、東海市耐震シェルター等整備費補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第９条　前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震シェルター等の整備を中止しようとするときは、その旨を市長に届出しなければならない。

（完了報告）

第１０条　補助事業者は、耐震シェルター等の整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して７日を経過した日又は令和８年３月１３日のいずれか早い日までに、東海市耐震シェルター等整備費補助金完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　耐震シェルター等の整備に係る契約書の写し

⑵　補助対象経費に係る領収書の写し

⑶　耐震シェルター等の整備前、整備中及び整備完了後の写真

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第１１条　市長は、前条の完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東海市耐震シェルター等整備費補助金交付額決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第１２条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、東海市耐震シェルター等整備費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。